公益財団法人山階鳥類研究所

研究者行動規範

（目的）

第１条　公益財団法人山階鳥類研究所（以下「当財団」という）は、当財団内研究所における研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的として、当財団の研究者が主体的かつ自律的に研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範をここに定める。

（定義）

第１条 ここでいう「研究者」とは当財団の研究員及び専門員を意味する。

（基本理念）

第３条　当財団における研究者の行動規範は、次の事項の実現をその基本理念とする。

１．　動物特に鳥類全般に関する科学的研究を行い我が国の文化及び産業の発展に寄与すること

２．　研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の確保

３．　法令、当財団の諸規程、研究に関わる学会規範及び投稿規程等の遵守

（研究上の不正行為）

第４条　研究者は、研究の実施及び成果発表の過程における以下の不正行為は、いかなる場合にもこれを行ってはならない。

１．　捏造。存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

２．　改ざん。研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた　結果等を真正でないものに加工すること。

３．　盗用。他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

４．　論文の二重投稿。他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

５．　不適切なオーサーシップ。論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。

６．　その他、守秘義務違反、利益相反行為など、研究倫理からの著しい逸脱行為であって、研究活動における不適切な行為として対応が必要であると最高管理責任者が判断したもの。

（研究費の取扱い）

第５条　研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び当財団の諸規程を遵守しなければならない。また、研究費を最も効率的かつ効果的な方法で使用するよう努めなければならない。

２　研究者は、取引業者との癒着を誘引するような行為をしてはならない。

（研究成果の適切な発表）

第６条　研究者は、公表に合理的な制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

２　研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観

性を歪めることがあってはならない。

（研究協力者等に対する配慮）

第７条　研究者は研究活動の遂行に当たって、研究活動に関与する研究協力者、研究補助者及び学生等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為はもとより、研究への支援や協力を強いるなどの不当な行為を一切行ってはならない。

（実験等の安全管理）

第８条　研究者は、実験等に用いる機器、装置及び薬品等が、研究に従事する者はもとより、その他の当財団構成員及び当財団以外の者にいかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

２　研究で用いた廃液、薬品及び材料等は、法令及び当財団の諸規程（特に毒物・劇物管理規程）を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

（研究データの保存）

第９条　研究者は、公的研究費に依る研究活動によって得られた研究データを一定期間保存し、適切に管理することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。保存期間は当該公的研究費を配分する機関が定めるところによる。

２　研究所長を研究データの保存・開示に係る実質的な統括責任者とする。

３　研究所長は研究者に対し研究データが適切に保存されているかを定期的に確認しなければならない。

（研究倫理教育プログラムの履修義務）

第 10 条　研究者は、当法人が実施又は推奨する研究倫理教育プログラムを履修しなければならない。

２　当該プログラムの実施・推奨責任者は事務局長とする。

３　当該プログラムは定期的に実施されるものとする。

４　前 3 項は当財団の研究所において一時的に共同研究を行う諸外国や民間企業からの研究者や留学生等（「研究支援人材」という。）にも適用する。

附則

１．平成 19 年 11 月 1 日　制定・施行

２．平成 24 年 4 月 1 日　公益財団法人への移行に伴い法人名称改定

３．平成 26 年 10 月 1 日　一部改定

４．平成 27 年 9 月 1 日　一部改定

５．平成 28 年 9 月 1 日　一部改定

６．平成 29 年 9 月 1 日　一部改定

７．平成 30 年 9 月 1 日　一部改定

８．令和 5 年 10 月 01 日　一部改定